

平成25年度 沖縄県成長産業等人材育成支援事業

県外派遣研修事業助成金のご案内

県内に新規に立地する企業または従業員を新規に雇用する企業が、新規雇用を伴い、従業員に専門的で高度な技能や技術を習得させるため、県外先進企業等に派遣し研修を行う場合に、その一部を助成します

1 対象企業・要件

- (1) 県内に新規に立地する企業または、従業員を雇用する企業(法人)で「雇用保険適用事業所設置届」を県内に提出している企業をいいます。
 ※県内の求職者を新規に雇用し、過去6ヶ月以内に会社都合による離職者がいない企業が対象です。
 ※新規雇用は、雇用期間の定めがないか、または4ヶ月以上の雇用期間が定められている従業員(パート、アルバイトを除く)で、平成25年1月1日～平成25年12月31日までに採用された方をいいます。
 ※派遣研修者にかかる派遣研修中の給料は、派遣元の事業所で負担していることを原則とします。
- (2) 派遣研修者は新規雇用者に限らず、他の社員でも対象となります。
- (3) 研修先は、本店、支店でも対象となります。

業 種	観光・リゾート産業 ・ 情報通信関連産業 ・ 国際物流関連産業 国際物流拠点産業集積地域制度等を活用した加工交易型産業 オキナワ型産業(健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、 泡盛産業 工芸産業、環境関連産業)
--------	---

2 助成内容

- (1) 助成対象人数 新規雇用人数以内
- (2) 助成対象経費 交通費(県内勤務地から派遣地までの航空運賃、車賃。ただし、通勤費は除く)
 及び住居費(家賃、寮費、共益費及び礼金)
- (3) 助 成 額 /助成対象経費の4分の3の額
 ※ただし、派遣期間により助成限度額を定めています。
- (4) 助成対象期間/1ヶ月以上で平成25年4月から平成26年2月28日まで
 【一人あたりの限度額】

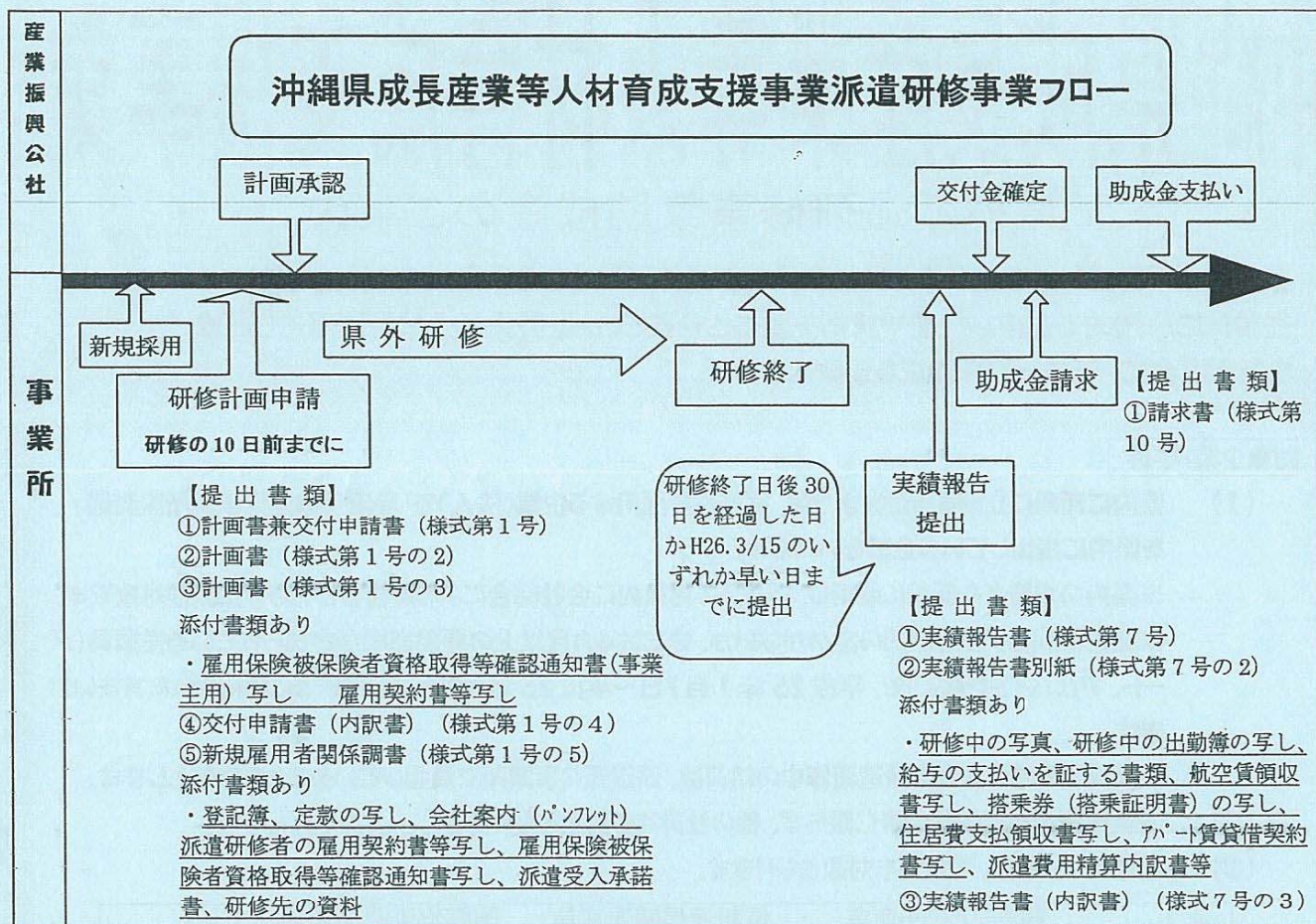
派 遣 期 間	助 成 限 度 額	派 遣 期 間	助 成 限 度 額
1ヶ月以上2ヶ月未満	150,000円	4ヶ月以上5ヶ月未満	300,000円
2ヶ月以上3ヶ月未満	200,000円	5ヶ月以上6ヶ月未満	350,000円
3ヶ月以上4ヶ月未満	250,000円	6ヶ月以上	400,000円

- ※ 研修初日及び最終日は、いずれも実研修日とします
- ※ 予算に限りがございますので、あらかじめご了承ください。

事業主の皆様が、積極的に活用していただきますようご案内いたします。



専門的で高度な技能や技術習得の
ための費用を一部サポートします。



※必ず、お申込みの前に、以下のことを確認の上、お問い合わせください。

- 県内の求職者を新規に雇用すること。
- 過去6ヶ月以内に会社都合による離職者がいないこと。
※雇用保険法の特定受給資格者に該当する理由による離職者がいないこと。
- 沖縄県内で「雇用保険適用事業所設置届」を提出していること。

※申請書類の提出は、研修の10日前までとなりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先は



公益財団法人 沖縄県産業振興公社

〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階
産業振興部 産業振興課（新崎・山本）

TEL 098-859-6239 FAX 098-859-6233

※詳しくは、公社HPをご覧ください。

また、平成25年度 申請様式をダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://okinawa-ric.jp/>